

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年2月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500366号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500101号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成15年12月の賞与支払年月日を同年12月31日とし、標準賞与額を28万1,000円及び平成16年12月の賞与支払年月日を同年12月31日とし、標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

平成15年12月31日及び平成16年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月31日及び平成16年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年12月

日本年金機構からの案内により、A社から請求期間①及び②に支払われた賞与に係る厚生年金保険の記録がないことが分かった。

請求期間①及び②については、賞与に係る明細書により、当該各期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、当該各期間の賞与の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された給与及び賞与に係る明細書、平成15年分及び平成16年分給与所得の源泉徴収票並びに平成16年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、請求者は、A社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び②の標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、前述の賞与に係る明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は28万1,000円及び請求期間②は23万円とすることが妥当である。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、これを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、各賞与支払月の末日とし、請求期間①は平成15年12月31日、請求期間②は平成16年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は、当該各期間に係る賞与の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500372号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500102号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成15年12月の賞与支払年月日を同年12月31日とし、標準賞与額を18万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月

日本年金機構からの案内により、請求期間について、A社における厚生年金保険の賞与の記録がないことが分かった。

請求期間の賞与に係る明細書により、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、当該期間の賞与の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与に係る明細書により、請求者は、A社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与に係る明細書により確認できる賞与額から、18万4,000円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、これを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、賞与支払月の末日とし、平成15年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は、当該期間に係る賞与の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500383号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500103号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成15年12月の賞与支払年月日を同年12月31日とし、標準賞与額を80万円及び平成16年12月の賞与支払年月日を同年12月31日とし、標準賞与額を58万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月31日及び平成16年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月31日及び平成16年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月
② 平成16年12月

日本年金機構からの案内により、A社から請求期間①及び②に支払われた賞与に係る厚生年金保険の記録がないことが分かった。

請求期間①及び②については、賞与に係る明細書により、当該各期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、当該各期間の賞与の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された賞与に係る明細書により、請求者は、A社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び②の標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、前述の賞与に係る明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は80万円及び請求期間②は58万5,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、これを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、各賞与支払月の末日とし、請求期間①は平成15年12月31日、請求期間②は平成16年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は、当該各期間に係る賞与の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500351号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500100号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年12月

日本年金機構からの案内により、請求期間①及び②について、A社における厚生年金保険の賞与の記録がないことが分かった。

賞与については、6月と12月の年2回支給されていた記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、同法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、各請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかし、B社は、請求者の請求期間①及び②における賞与支払及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管しておらず、不明である旨回答している。

また、請求者の請求期間①及び②における住所地であるC市は、当該各期間に係る給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存年限経過により保管していない旨回答しており、請求者の当該各期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について推認することができない。

さらに、請求者がA社における賞与の振込先であったとする金融機関の担当者は、請求期間①及び②に係る取引記録については調査可能な期間を超えていることから回答不能である旨陳述しており、請求者の当該各期間に係る賞与額について推認することができない。

このほか、請求者から請求期間①及び②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる資料等の提出はなく、請求者の当該各期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500435号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500104号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月

日本年金機構からの案内により、請求期間について、A社における厚生年金保険の賞与の記録がないことが分かった。

明細書等の資料は残っていないが、A社においては、請求期間に賞与が支給されており、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことから、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、同法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかし、B社は、請求者の請求期間における賞与支払及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管しておらず、不明である旨回答している。

また、請求者が請求期間における住所地であったとするC市は、当該期間に係る給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存年限経過により保管していない旨回答しており、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について推認することができない。

さらに、請求者がA社における賞与の振込先であったとする金融機関の担当者は、請求期間に係る取引記録については調査可能な期間を超えていることから回答不能である旨陳述しており、請求者の当該期間に係る賞与額について推認することができない。

このほか、請求者から請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる資料等の提出はなく、請求者の当該期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、A社から賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500436号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500105号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年12月

日本年金機構からの案内により、請求期間①及び②について、A社における厚生年金保険の賞与の記録がないことが分かった。

明細書等の資料は残っていないが、A社においては、請求期間①及び②に賞与が支給されており、各賞与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、同法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、各請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要がある。

しかし、B社は、請求者の請求期間①及び②における賞与支払及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管しておらず、不明である旨回答している。

また、請求者の請求期間①における住所地であるC市、請求期間②における住所地であるD市は、それぞれの請求期間に係る給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料は保存年限経過により保管していない旨回答しており、請求者の請求期間①及び②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について推認することができない。

さらに、請求者がA社における賞与の振込先であったとする金融機関の担当者は、請求期間①及び②に係る取引記録については調査可能な期間を超えていることから回答不能である旨陳述しており、請求者の当該各期間に係る賞与額について推認することができない。

このほか、請求者から請求期間①及び②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる資料等の提出はなく、請求者の当該各期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受け、当該各期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。